

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 第1条 この規程は、定款第10条及び第25条並びに第7条第7号の規定に基づき定める評議員選任・解任委員会運営規程第14条の規定により、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬の定義)

第2条 役員等の報酬とは、報酬、諸手当及び賞与とする。

(役員等の報酬等)

第3条 役員等の報酬については、次のとおりとする。

役員名	報酬額
会長理事	月額 360,000円
常務理事	月額 257,000円
会長理事、常務理事以外の理事及び監事	会議等出席1回につき、6,000円
評議員	会議等出席1回につき、6,000円
評議員選任・解任委員会委員	会議等出席1回につき、6,000円

2 会長理事及び常務理事は常勤とし、職員の例により、通勤手当、管理職手当（常務理事のみ）、賞与（期末手当及び勤勉手当相当額）を支給する。

(支給日)

第4条 会長及び常務理事の報酬は、毎月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第5条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。ただし、常勤役員の場合は、勤務地から計算する。

付 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規程の変更は、平成28年12月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第3条第1項の表中、評議員選任・解任委員についての規定は、社会福祉法の改正に伴う鳥取県知事の定款変更の認可の日から適用する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成30年3月23日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年3月23日から施行する。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和7年12月1日から施行する。